【立入検査証見本】

(表面)

第 号

計量法第148条第4項の規定による立入検査証

職名及び氏名

 年
 月
 日
 生

 年
 月
 日発行

写 真

宮崎県知事印

(裏面)

計量法(平成4年法第51号)抜すい

第 148 条 経済産業大臣又は都道府県知事若しくは特定市町村の長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、届出製造事業者、届出修理事業者、計量器の販売の事業を行う者、指定製造者、特殊容器輸入者、輸入事業者、計量士、登録事業者又は取引若しくは証明における計量をする者の工場、事業場、営業所、事務所、事業所又は倉庫に立ち入り、計量器、計量器の検査のための器具、機械若しくは装置、特殊容器、特定物象量が表記された特定商品、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

(以下省略)

- ・証票の大きさは、縦 90 mm×横 62 mmです。
- ・台紙の色は白色です。
- ・実物には宮崎県知事印が押印されています。